

沖縄県漁業取締船建造設計委託業務 仕様書（案）

1. 概要

この業務は、沖縄県漁業取締船「はやて」の代船建造に係る設計を行うものであり、建造に係る関係諸法規に適合するとともに、別項に記載する事項に適合する設計内容とする。

2. 一般計画

(1) 船種等

本船は、沖縄県漁業取締船として建造される船舶であり、本県沿岸及び沖合における漁業法等違反事案の監視・取締・指導に従事する。

(2) 法規の適合

船舶安全法、船舶職員法、電波法、漁船法等関係諸法規に適合した船舶とすること。

(3) 船体（喫水）

沖縄本島の糸満漁港北地区を定係港とし、その他、取締業務中に入港する港は、干潮時の水深が2.8m以上を対象とする。

(4) 取締能力

現船と比較して、より沖合域で、かつ、夜間の指導取締業務の充実を図るため、指導取締用設備として、探照灯、赤外線暗視カメラ、動画記録装置及びLED電光掲示板を整備できる船体とし、さらに、搭載艇の耐航性も当該業務に対応できるものとする。

(5) 居住空間

無寄港での3泊4日の航海に対応可能な船員室と就寝等設備を備えること。船員室は全室個室とし、女性乗組員の乗務に配慮すること。また、賄い室を備えること。

被疑者の取調べや捜査資料の作成を行うための執務環境を確保すること。

3. 成果品、提出部数及び提出期限

(1) 概略設計図書（建造工事に必要と見込まれる日数の提示、その他建造予算要求のための参考資料を含む。）

ア 建造要目書	10部
イ 概略設計一般配置図	10部

- ウ 概略設計船価見積書 3部
- エ 上記ア～ウの電子データ 各1部（ファイル形式：PDF）

(2) 入札設計図書

- ア 建造仕様書 30部
- イ 一般配置図 30部
- ウ 船価見積書 3部
- エ 上記ア～ウの電子データ 各1部（ファイル形式：PDF）

(3) 提出期限

- ア 概略設計船価見積書、建造工事に必要と見込まれる日数の提示、その他建造予算要求に必要な参考資料 令和8年8月14日（金）
- イ 船価見積書（案） 令和8年9月30日（水）
- ウ 上記 ア、イ 以外（船価見積書（確定版）含む）
令和9年2月15日（月）

※ ア、イ は、建造予算要求に必要な資料であるため、ウよりも早い提出期限を設定している。

4. 主要項目

- (1) 船級 JG・第三種漁船
- (2) 従業制限 第3種
- (3) 船質 軽合金
- (4) 船型 耐航型高速艇
- (5) 総トン数 80トン程度
- (6) 速力 最大30ノット以上
- (7) 航続距離 800海里以上（速力12～13ノットで）
- (8) 搭載人員 船員6名（その他乗船員については、現船と同等とする。）
- (9) 主機関 4サイクル高速ディーゼル機関 2基

- (10) 発電機 4 サイクルディーゼル機関 2 基
- (11) 推進機 プロペラ
- (12) 装備機器等 航海計器、無線装置、警報装置、監視装置、搭載艇、その他必要装備等

5. 設計打合せ

- (1) 設計に係る打合せは、5 回を想定すること。
- (2) 打合せ場所は、原則として沖縄県庁（那覇市）または沖縄県水産公社（糸満市）とする。
- (3) 打合せは、やむを得ない事情がある場合には WEB での実施を可とする。

6. 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の 50% を超える業務、又は企画判断、管理運営などの委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2) 再委託費

再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 原稿・データの入力及び集計

ウ その他、県と別途協議を行った業務

(4) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

7. その他

建造仕様の詳細については、両者打合せのうえ決定するものとする。